

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県財務規則の一部を改正する規則	一	○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程	六
○福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	二	○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程	七
○福島県要保護児童の身元保証に係る損失補てんに関する条例施行規則を廃止する規則	二	○福島県選挙管理委員会	七
○福島県立会津若松看護専門学院学則の一部を改正する規則	二	○福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程	七
訓 令		福島県人事委員会	
○福島県総合安全管理室運営等規程の一部を改正する訓令	六	○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	二
○福島県職員研修規程の一部を改正する訓令	六	○職務に専念する義務を免除されることができるときを定める件を廃止する件	二
福島県企業局		○職務に専念する義務を免除されることができるときを定める件	二
○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	六		

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則、福島県要保護児童の身元保証に係る損失補てんに関する条例施行規則を廃止する規則及び福島県立会津若松看護専門学院学則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第二十七号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
 第五条第二項の表4の項中「第一百十条第三号」の下に「及び第四号」を加える。
 第五十一条中「収入金」の下に「及びその性質上納入通知書によりがたい収入金として知事が別に定めるもの」を加える。

第八十三条第二項中「記名押印」の下に「及び次に掲げる事項の記載」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 請求金額
 - 二 請求の内容
 - 三 請求年月日
 - 四 請求先
 - 五 債権者の住所(法人にあつては、所在地及び代表者の氏名)
- 第一百十条第七号中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に改める。
- 第一百四十一条第一項中「及び数量」を「数量及び納入年月日」に改め、「氏名」の下に「(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)」を加える。
- 第一百七十二条の見出し中「出納局」を「職員業務課、出納局」に改め、同条第一項中「出納局及び」を「総務部人事総室職員業務課、出納局及び」に改め、「職員」の下に「総務部人事総室職員業務課福利厚生室及び」を加える。

第二百二十八条第一項中「契約代金の額」の下に「(継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であつて、あらかじめ供給を受ける数量を定めず供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの(以下「単価契約」という。)にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じて得た額(単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額)」を加える。

第二百二十九条第四号中「二年間の」を「二年間に」に改め、「こととなる」及び「ものである」を削り、同項第五号中「こととなる」を削り、同項第六号中「認められるとき」を「認められるとき。」に改め、同項第十四号中「こととなる」及び「ものである」を削る。

第二百四十八条中「入札金額」の下に「(単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じた得た額(単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額)」を加える。

第二百四十九条第一項第二号中「過去」を「過去」に改め、「こととなる」及び「ものである」を削り、同項第三号中「認められるとき」を「認められるとき。」に改

める。

別表第一中「福島県喜多方しのめ荘」を「福島県若松乳児院」に、「福島県立郡山高等技術専門学校」を「福島県立テクノアカデミー郡山」に、「福島県立棚倉高等学校」を「福島県立テクノアカデミー郡山」に、「福島県立東白川農商高等

学校」を「福島県立修明高等学校」に、「福島県立博物館」を「福島県立博物館」を「福島県立テクノアカデミー郡山」に、「福島県立東白川農商高等

福島県相馬海浜自然の家
福島県相馬海浜自然の家
福島県いわき海浜自然

に改める。

別表第四(その二)の表8の項中「おもな」を「主な」に改め、「ことができる」を削り、同表10の項中「ことができる」を削り、同表12の項中「請求書」の下に「検査調書」を加える。

別表第六総務部の項中「職員厚生課」を「職員業務課福利厚生室」に改める。

別表第七の表福島県喜多方しのめ荘の項を削り、同表福島県立郡山高等技術専門学校の項中「福島県立郡山高等技術専門学校」を「福島県立テクノアカデミー郡山」に、「総務課長」を「総務学生課長」に改め、同表福島県立棚倉高等学校の項中「福島県立棚倉高等学校」を「福島県立修明高等学校」に改め、同表福島県立東白川農商高等学校の項を削り、同表福島県教育センターの項中「(総務担当)」を削り、同表福島県立博物館の項の次に次のように加える。

福島県郡山自然の家 次長 現金出納員及び物品出納員
福島県会津自然の家 次長 現金出納員及び物品出納員
福島県相馬海浜自然の家 次長 現金出納員及び物品出納員
福島県いわき海浜自然の家 次長 現金出納員及び物品出納員
別表第八の表福島県会津保健福祉事務所会津坂下支所の項、福島県相双保健福祉事務所浪江支所の項及び福島県田村ほ場整備事務所の項を削り、同表福島県立東白川農商高等学校学校鮫川校の項中「福島県立東白川農商高等学校学校鮫川校」を「福島県立修明高等学校学校鮫川校」に改める。

第九十八号様式中

物品取扱員 (出納員)	物品出納員	主任	受
----------------	-------	----	---

決	裁	払出し
・	・	・

を

物品取扱員 (出納員)	物品出納員	主任	受
上記の物品を廃棄しました。			
廃棄した職員の職及び氏名	廃棄年月日	・	・

に改める。

付	決	裁	払出し
・	・	・	・

附 則

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第百十条、第二百二十九条及び第二百四十九条の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県財務規則第九十八号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

福島県規則第二十八号

福島県財務規則の特例に関する規則

福島県財務規則の特例に関する規則（昭和三十九年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十章 天鏡閣の使用料収入（第四十八条―第五十二条）」を「第十章 削除」に改める。

第一条中「（という）」を「（という）」及び「」に改め、「及び天鏡閣」を削る。

第十条中「福島県立職業能力開発校及び」を「福島県立テクノアカデミー職業能力開発短期大学校、福島県立テクノアカデミー職業能力開発校及び福島県立高等技術専門学校並びに」に改める。

第十章を次のように改める。

第十章 削除

第四十八条から第五十二条まで 削除

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（入札監理課）

福島県規則第二十九号

福島県要保護児童の身元保証に係る損失補てんに関する条例施行規則を廃止する規則

福島県要保護児童の身元保証に係る損失補てんに関する条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第二十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県規則第三十号

福島県立会津若松看護専門学校学院学則の一部を改正する規則

福島県立会津若松看護専門学校学院学則（平成二年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四基礎分野の項」を「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四人間と社会の項、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第四人間と社会の項又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第四十二号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則別表第四基礎分野の項」に改める。

別表を次のように改める。
別表（第六条関係）

専門基礎分野	基礎分野		単位数	授業時間数
	分	野		
	授	業		
	科	目		
	論理学		一	三〇
	人間工学		一	一五
	情報処理論Ⅰ		一	三〇
	情報処理論Ⅱ		一	三〇
	心理学		一	三〇
	教育学		一	三〇
	家族社会学		一	三〇
	人間関係論		一	三〇
	英語Ⅰ		一	三〇
	英語Ⅱ		一	三〇
	英語Ⅲ		一	三〇
	倫理学		一	三〇
	保健体育		一	三〇
小計			一三	三七五
解剖生理学Ⅰ			一	三〇
解剖生理学Ⅱ			一	三〇
解剖生理学Ⅲ			一	三〇

専門分野Ⅰ																				
基礎看護学			小 計	看護と法律	保健医療論	社会福祉論	公衆衛生学	栄養学	薬理学	治療論Ⅱ	治療論Ⅰ	病態治療論Ⅵ	病態治療論Ⅴ	病態治療論Ⅳ	病態治療論Ⅲ	病態治療論Ⅱ	病態治療論Ⅰ	病理学	生化学	
基礎看護学方法論Ⅱ	基礎看護学方法論Ⅰ	基礎看護学概論		一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一		二二	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇	三〇	三〇	五四〇	一五	一五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	

専門分野Ⅱ																	
老年看護学			成人看護学							小 計							
老年看護学概論	臨地実習		成人看護学方法論Ⅳ	成人看護学方法論Ⅲ	成人看護学方法論Ⅱ	成人看護学方法論Ⅰ	成人看護学概論Ⅱ	成人看護学概論Ⅰ	基礎看護学Ⅱ		基礎看護学Ⅰ	基礎看護学方法論Ⅸ	基礎看護学方法論Ⅷ	基礎看護学方法論Ⅵ	基礎看護学方法論Ⅴ	基礎看護学方法論Ⅳ	基礎看護学方法論Ⅲ
	成人看護学Ⅱ	成人看護学Ⅰ															
一	三	三	一	一	一	一	一	一	一三	二	一	一	一	一	一	一	
三〇	一三五	一三五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	四三五	九〇	四五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	

精神看護学		母性看護学							小児看護学					老年看護学				
精神看護学概論Ⅰ	精神看護学概論Ⅱ	精神看護学概論Ⅲ	母性看護学方法論Ⅰ	母性看護学方法論Ⅱ	母性看護学方法論Ⅲ	母性看護学方法論Ⅳ	母性看護学方法論Ⅴ	小児看護学Ⅱ	小児看護学Ⅰ	小児看護学方法論Ⅲ	小児看護学方法論Ⅱ	小児看護学方法論Ⅰ	小児看護学概論	老年看護学Ⅱ	老年看護学Ⅰ	老年看護学方法論Ⅲ	老年看護学方法論Ⅱ	老年看護学方法論Ⅰ
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一
三〇	三〇	一五	一五	九〇	三〇	三〇	三〇	三〇	四五	四五	三〇	三〇	三〇	九〇	九〇	一五	一五	三〇

合 計	統 合 分 野														小 計	臨地実習 精神看護学						
	小 計	在宅看護論							看護の統合と実践								小 計					
		在宅看護概論	在宅看護方法論Ⅰ	在宅看護方法論Ⅱ	在宅看護方法論Ⅲ	臨地実習	在宅看護論Ⅰ	在宅看護論Ⅱ	看護管理	災害看護	医療安全	看護のマネージメントと研究	看護の統合	臨地実習				看護の統合と実践				
九八	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	三、〇六〇	三九〇	九〇	三、〇六〇	九〇

附 則

2 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

改正後の福島県立会津若松看護専門学校別表の規定は、平成二十一年度以降の入学者について適用し、平成二十一年三月三十一日に福島県立会津若松看護専門学校に在学している者で、引き続き同日以後に在学することとなるものについては、なお従前の例による。

訓 令

福島県訓令第8号

本庁 機関
出先 機関
福島県総合安全管理室運営等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日 福島県知事 佐藤雄平

福島県総合安全管理室運営等規程の一部を改正する訓令

福島県総合安全管理室運営等規程(平成十七年福島県訓令第十七号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。
- 第三条第一項を削り、同条第二項各号を次のように改める。
 - 一 知事直轄総合安全管理室長(以下「室長」という。)
 - 二 知事直轄知事公室長、総務部政策監、企画調整部政策監、生活環境部政策監、保健福祉部政策監、商工労働部政策監、農林水産部政策監、土木部政策監及び出納局次長
 - 三 企業局次長、病院局次長、教育庁政策監、警察本部警務部総務監、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長及び労働委員会事務局次長
 - 四 生活環境部次長(県民安全担当)
- 第三条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「主幹その他の職員」を「職員」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(広 報 課)

福島県訓令第9号

本庁 機関
出先 機関
福島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日 福島県知事 佐藤雄平

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

福島県職員研修規程(昭和五十五年福島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。第五条及び別表中「総合安全管理担当理事」を「安全管理監」に改める。

附 則

(医療看護課)

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(職員研修課)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成21年 3月27日 福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第2号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第185条第1項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経営企画課)

福島県病院局

福島県病院局管理規程第2号
福島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。
平成21年 3月27日 福島県病院局事業管理者 高地英夫

福島県病院局管理規程第2号
福島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。
平成21年 3月27日 福島県病院局事業管理者 高地英夫

一部を改正する規程

第7条中「306,900円」を「410,900円」に改める。

第24条を次のように改める。

(特勤勤務手当等)

第24条 条例第13条第2項の規定により管理者が指定する公置は、宮下病院とする。
附則第5項中「306,900円」を「410,900円」に、「356,900円」を「460,900円」改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(病院総務課)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3 月27日

福島県病院局事務管理者 高 地 英 夫

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第180条第1項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（病院総務課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成六年福島県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第1項中「ポスター作成証明書」の下に「、その使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項として、同条第1項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者と同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、当該証明書に、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第十三条第1項第4号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第五条第1項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「（燃料供給業者）あつては、当該証明書並びに第二条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し」を、「ビラ作成証明書」の下に「（ビラ作成業者）あつては、当該証明書及び第二条第2項の確認書」を加え、「燃料供給業者、ビラ作成業者又は」を削り、「当該証明書のほかに」を「、当該証明書及び」に改める。

様式第一号の二中

契約内容		契約金額
運送契約期間	運送契約金額	円
～	～	円
～		円

運送契約	～
～	～

契約内容	備考
契約期間	運送契約金額
	円
	円
	円

契約内容		借入れ期間等	契約金額
～	～	円	円
～	～	円	円
～	～	円	円
～	～	円	円

契約内容		借入れ期間等	契約金額	備考
～	～	円	円	
～	～	円	円	
～	～	円	円	
～	～	円	円	

に改め、同様式その一備考2中

～	円
～	円

「燃料供給量」や「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、同様式その一備考に次のように加える。

- 燃料の供給に係る契約について単価契約を締結した場合には、「燃料の供給」の欄の「契約金額」には契約の単価に予定数量を乗じて得た額を、「備考」には契約の単価の金額を記載してください。

様式第二号の二中 3 確 認 申 請 金 額

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号	円
4 確 認 申 請 金 額	円

に改め、同様式その一備考4を同様式その一備考5とし、同様式その一備考3中

「こは」を「の欄には」に改め、同様式その一備考3を同様式その一備考4とし、同様式その一備考2の次に次のように加える。

- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

様式第二号の二備考3及び同様式その三備考3中「こは」や「の欄には」に改め、同様式第三号の二中「3 確 認 金 額」を「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、同様式その一備考2中「く

ださい」や「くください。なお、公費の支払の請求ができるものは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます」に改め、同様式第四号の二中「使用する」や「使用した」に改め、同様式その一備考1中「証

明書は」の次に、「使用の実績に基づいて」を加え、同様式その一備考5中「欄」を

「の欄」に改め、同様式その二中「使用する」を「使用した」に、

燃 料 供 給	

年 月 日	燃 料 供 給 量
	0
	0

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号

を

0	
0	
0	

燃料供給量	
0	
0	
0	
0	

に改め、同様式その二備考一中「証明書は」の次に、「使用の実績

に基づいて」や「作成し」の次に、「給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供

給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて」や加え、同様式その二備考四や同様式その二備考の次に「同様式その二備考三を同様式その二備考五とし、同様式その二備考二中「証明書」の次に「及び給油伝票の写し」を加え、同様式その二備考二を同様式その二備考四とし、同様式その二備考一の次に次のように加える。

- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」の欄、「燃料供給量」の欄及び「燃料供給金額」の欄は、燃料の供給を受けた日付ごとに記載してください。

様式第四号の三中「使用する」や「使用した」に改め、同様式その二備考一中「証明書は」の次に、「使用の実績に基づいて」を加える。

様式第五号中「作成する」や「作成した」に改め、同様式備考一中「証明書は」の次に、「作成の実績に基づいて」や加える。

様式第六号中「作成する」や「作成した」に改め、同様式備考一中「証明書は」の次に、「作成の実績に基づいて」や加える。

「5 振込先 金融機関名 支店名
預金種別 口座番号
口座名義人 口座名義人」

「5 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	本・支店名	
金融機関コード	支店コード	
預金種別	口座番号	
ふりがな		
口座名		

の各「同様式その二備考一中「自動車燃料代確認書」の次に「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し」や加え、同様式その二備考二の次に次のように加える。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

様式第七号の「(別紙)の1」中

円	台	=	円	円	円	円
×			64,500	×		

「又は(B)のうちいずれか」や「と(B)とを比較して」に改め、同様式その1(別紙)の1欄

円	64,500円
---	---------

「又は(B)のうちいずれか」や「と(B)とを比較して」に改め、同様式その1(別紙)の2欄

円	台	=	円	円	円
×			15,300	×	

「又は(B)のうちいずれか」や「と(B)とを比較して」に改め、同様式その1(別紙)の3欄

円	15,300円
---	---------

「又は(B)のうちいずれか」や「と(B)とを比較して」に改め、同様式その1(別紙)の4欄

販売年月日	販売金額(A)
年 月 日	円 0 = 円
年 月 日	円 × = 円
計	円

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の販売年月日

販売年月日	販売金額(A)
選挙運動用自動車の登録番号	

「又は(B)のうちいずれか」や「と(B)とを比較して」に改め、同様式その1(別紙)の5欄

年 月 日	円 0 = 円
年 月 日	円 × = 円
計	円

「又は(B)のうちいずれか」や「と(B)とを比較して」に改め、同様式その1(別紙)の6欄

「又は(B)のうちいずれか」や「と(B)とを比較して」に改め、同様式その1(別紙)の7欄

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の販売年月日ごと」に記載してください。

「販売金額(A)」の欄は、燃料の販売年月日ごとに記載してください。

「販売金額(A)」の欄は、燃料の販売年月日ごとに記載してください。

「又は(B)のうちいずれか」や「と(B)とを比較して」に改め、同様式その2中

「5 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	本・
金融機関コード	支店
預金種別	口
ふりがな	
口座名	

支店名

口座番号

支店名
コード
座番号

に改め、同様式その二(別紙)備考一中「(D)」

を「単価(D)」の「」に改め、同様式その二(別紙)備考二中「(E)」を「枚数(E)」に改め、同様式その二(別紙)備考三中「(G)」を「単価(G)」の「」に改め、「欄と(D)欄」を「(D)」に改め、同様式その二(別紙)備考四中「(H)」を「枚数(H)」の「」に改め、「欄と(E)欄」を「(E)」に改め、同様式その三

「5 振込先 金融機関名
預金種別
口座名義人

支店名
口座番号

金融機関名
金融機関コード
預金種別
ふりがな
口座名

口座名、口座番号等

本・支店名
支店コード
口座番号

に改め、同様式その三

(別紙)備考一中「ポスター掲示場数」や「選挙区(選挙が行われる区域)におけるポ

スター掲示場数」に改め、同様式その三(別紙)備考二中「(D)」を「単価(D)」の「」に改め、同様式その三(別紙)備考三中「(E)」を「枚数(E)」の「」に改め、同様式その三(別紙)備考四中「(G)」を「単価(G)」の「」に改め、「欄と(D)欄」を「(D)」に改め、同様式その三(別紙)備考五中「(H)」を「枚数(H)」の「」に改め、「欄と(E)欄」を「(E)」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

福島県人事委員会

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第一号)を次のように改正する。

別表第一中 「財団法人福島県産業振興センター(昭和三十三年八月一日に財団法人福島県中小企業振興協会という名称で設立された法人をいう。)

島県中小企業振興協会という名称で設立された法人をいう。)

を「財団法人福島県産業振興センター(昭和三十三年八月一日に財団法人福島県中小企業振興協会という名称で設立された法人をいう。)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(総務審査課)

福島県人事委員会告示第三号

職務に専念する義務を免除されることができる場合を定める件(平成十七年福島県人事委員会告示第二号)は、平成二十一年三月三十一日限り廃止する。

平成二十一年三月二十七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

(総務審査課)

福島県人事委員会告示第四号

職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年福島県条例第十一号)第二条

第五号の規定により職員がその職務に専念する義務を免除されることができるときは、次
のとおり定め、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月二十七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十六条の規定による勤務条
件に関する措置の要求又は同法第四十九条の二第一項の規定による不服申立てをし、
若しくはその審理に出頭する場合

二 人事行政相談に関する規則（平成十七年福島県人事委員会規則第五号）第五条の規
定による人事行政相談員からの調査について、事情聴取等に応じる場合

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第九条の三第一項に規定する免
許状更新講習を受ける場合

（総務審査課）